

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年10月9日（火曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（35名）

1番 内藤 雅夫 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君
17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君
20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君
23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君
26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君	

○欠席委員（1名）

2番 大竹 誠 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君	農業委員会事務局主査	古田 考幸 君
板取事務所 主任主査	長屋 一也 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君
洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 今年は、大きな台風の被害もなく、ほぼ、水稻の収穫も終わったかと思えます。また、岐阜清流国体も今日が最終日であり、関市では高校生ラグビーの決勝戦が行われます。

10月29日には、安城市への視察研修があり、また、11月には、津保川産業祭、武芸川産業祭ありますのでよろしくお願いします。滋賀県草津市の農業委員会が視察にみえますので私と事務局で対応いたします。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） さきほど、会長の話にもありました岐阜清流国体も、9月29日から始まりまして、本日まで行われ、これも農業委員の皆様をはじめ、市民の協力のおかげと感謝しております。また、10月13日からは、岐阜清流大会ということで市内でも競技が始まりますので声援のほど、よろしくお願いします。

今年の夏は猛暑ということで、たいへん雨の少ない夏でありました。この地域では、豪雨もなく大きな被害もなく心配のなかったことを、喜ばしく思います。

どうぞ、今後とも、どうかよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日は、2番 大竹 誠委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

33番 川村信子委員、34番 長尾初恵委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

解除条件付賃貸借権の設定で、解除条件付き貸借とは、農業生産法人以外の法人がする貸借のことで、農地を適正に利用していない場合に解除する旨の条件が契約に付されています。毎年、事業の状況報告が義務付けられています。

申請地は肥田瀬地内、中濃建設㈱の北東200mほどに位置する農振農用地の田2筆、計2,847㎡です。

賃借人は、多忙のために耕作が困難であるという賃貸人の申出を受け、生産規模の拡大を図りたいというものです。

賃貸借の期間は、5年間としています。

9月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は小野地内、徳巖寺の北西100mほどに位置する畑、244㎡です。

譲受人は、譲渡人より無償で譲り受け、耕作地の規模拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の農業経営基盤の安定拡充に寄与したいというものです。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

3番の案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は倉知地内、㈱フロンティア岐阜営業所の北30mほどに位置する田、964㎡です。

使用借人は、使用貸人より申請地を借り受け、耕作地の規模拡充を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の農業経営基盤の安定拡充に寄与したいというものです。

使用貸借の期間は、10年間としています。

9月19日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

2番の案件と同時許可案件です。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は塔ノ洞地内、塔ノ洞環境保全農業推進センターの南西40mほどに位置する田、153㎡です。

譲受人は、会社経営の傍ら申請地を農地として管理していくことが困難であるという譲渡人の申し出を受け、本申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというものです。

9月19日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番については、担当委員の2番 大竹 誠君が欠席ですが、異議ない旨報告がありました。

また、2番、3番については、私ですが異議ありません。

○9番（沼田久男君） 同じく3番について異議ありません。

○12番（石木治男君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は5ページになります。

申請地は、西本郷通2丁目地内、安桜山北公園の西20mほどに位置する田、641㎡です。

申請人は、高齢になり耕作することが困難になったため、申請地は旧市街地で駐車場の需要も多

いことから、貸駐車場として整備するというものです。

9月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は6ページになります。

申請地は富之保地内、JAめぐみの富之保支店の南西150mほどに位置する田、705㎡です。

申請人は、現在息子家族と申請地の東にある住宅で同居しているが手狭になってきたため、申請地を一般個人住宅と母屋への進入路としたいというものです。

9月19日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

以上2件について、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○11番（兼村正美君） 1番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

1番の案件は、位置図は7ページになります。

所有権移転で、申請地は小野地内、徳巖寺の北西100mほどに位置する畑、247㎡です。

譲受人は、申請地の南側に居住しており、申請地を譲り受け物置及び駐車場として整備し、住環境の向上と生活基盤の安定拡充を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の住環境の向上と生活基盤の安定の拡充に寄与したいというものです。

9月19日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、古田クリニックの北東60mほどに位置する畑、359㎡です。

譲受人は、現在不便な山あいに住しているため、便のいい申請地に二世帯住宅を建築し、息子夫婦と一緒に住みたいというもの。譲渡人は、住宅を建てるのに適しているという譲受人の申し出に応じるものです。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は9ページになります。

所有権移転で、申請地は倉知地内、老人保健施設リバーサイド悠悠の南東50mほどに位置する田、985㎡です。

譲受人は、申請地が太陽光発電施設に最適な場所と考えたため、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、会社経営をしており農地管理が困難なため、申し出に応じるものです。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は10ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は倉知地内、(株)ファミリーマート関倉知店の南側に隣接する田、2675㎡のうち585.67㎡。地積測量図の添付があります。

使用借人は、現在借家住まいのため、親である使用貸人から申請地を無償で借り受け、一般個人住宅を建築するというもの。使用貸人である父は、息子の申し出に応じ無償で貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、30年間としています。

9月19日に現地確認し、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は塔ノ洞地内、塔ノ洞環境保全農業推進センターの南西40mほどに位置する田2筆、130㎡と448㎡のうち178.22㎡の計308.22㎡。地積測量図の添付があります。

譲受人は、耕作用具の不足で農地を適正に管理していくことが困難であるという譲渡人の申出を受け、申請地と譲受人の所有する農地を合わせて利用し倉庫を建設するというものです。

9月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は広見地内、申請地は(株)グリーンベル関工場の西100mほどに位置する畑、635㎡のうち234.13㎡。地積測量図の添付があります。

譲受人は、現在市外に居住しているが分家することになったため、申請地を譲り受け、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

続いて、7番の案件は、位置図は13ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は小瀬地内、(有)中濃自動車の東10mほどに位置する田、1,503㎡です。

賃借人は、申請地付近の通行車両が多く集客が見込めるため、小売店舗立地条件に最適であると考え、申請地と申請地に隣接する土地を一体利用しコンビニエンスストア建設をしたいというもの。賃貸人は、耕作を続けていくことが困難であるため、賃借人の申し出に応じるものです。

賃貸借の期間は、20年間としています。

9月19日に現地確認し、田で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は栄町4丁目地内、(株)ローソン関山王店の南東100mほどに位置する畑、902㎡です。

譲受人は、申請地が近隣に小学校等があり住宅地に適していると考えられるため、建売分譲用住宅として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人からの申し出に応じ譲り渡すものです。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転で、下之保地内、御嵩コンクリート工業(株)武儀工場の東50mほどに位置する田、1035㎡です。

譲受人は、申請地の西側でコンクリート製品の製造業を営んでいるが、コンクリート製品置場が手狭になっていたため、申請地を譲り受け譲受人所有の土地を一体利用しコンクリート製品置場をしたいというもの。譲渡人は、売却金を生活資金に充当するものです。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は16ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は下之保地内、山加産業(株)上野工場の南20mほどに位置する田2筆、計354㎡です。

使用借人は、申請地を刃物の木柄の資材置場としたいというもの。使用貸人は、会社員であり農地を管理することが困難なため、使用借人の申し出に応じ無償で貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、10年間としています。

9月19日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は中山間地域の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は17ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は武芸川町八幡地内、(株)藤田製作所の南西150mほどに位置する畑2筆、計248㎡です。

使用借人は、現在の住居が手狭になったため、一般個人住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ無償で貸し付けるものです。

使用貸借の期間は、50年間としています。

9月19日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの7件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関

するもの3件の、計11件につきまして、御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番については、私ですが異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 2番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 3番、4番について異議ありません。

○12番（石木治男君） 5番について異議ありません。

○14番（村井雅之君） 6番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 7番、8番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 9番、10番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 11番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の11件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの7件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計11件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は18ページになります。

申請地は中之保地内、東明金属㈱武儀工場の北東150mほどに位置する田、495㎡です。

当初事業計画者は、平成10年4月2日に転用許可により、一般個人住宅として利用する計画で土地を購入したが、景気後退から業績が悪化して資金計画が思うようにならなくなり計画が頓挫していた。計画変更申請者は、現在市営住宅に居住しているが手狭になったため、一般個人住宅を建築したいというものです。

9月19日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。

以上、1件につきまして、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○19番（美濃羽 久君） 1番について異議ありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの17筆、使用貸借権の設定に関するもの2筆、計19筆の、計10件について、承認を求められています。更新が2筆で、新規が17筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が19筆で、計26,022㎡。地区は、西神野、市平賀、千疋、武芸川町の4地区です。

設定を受ける者は、農事組合法人ほたるの里八神集落営農組合ほか、計3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は11月7日午前10時からの予定です。

また、10月の主な行事予定は、10月17日が転用申請等受付締切日で、10月18日、19日が転用申請等現地確認日で10月29日が農業会議答申日です。

なお、本日は岐阜県農業会議から、農業者年金の加入推進についての説明がありますのでよろしく申し上げます。

（農業者年金の加入推進についての説明する）

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時25分 閉会